

契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 公立学校共済組合札幌宿泊所消防用設備等保守点検業務
- 2 施設の名称及び所在地 ホテルライフオート札幌（札幌市中央区南10条西1丁目）
- 3 委託業務対象箇所及び数量 別紙のとおり
- 4 委託期間 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 5 業務委託料 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 6 契約保証金 免除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

札幌市中央区南10条西1丁目
委託者 公立学校共済組合札幌宿泊所
支配人 安岡政光

受託者

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙「業務処理要領」(以下「要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 前項の要領に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託料)

- 第2条 委託者は、委託料を委託業務(外観機能点検及び総合点検)の処理月毎に、受託者に支払うものとする。

(委託料の請求及び支払)

- 第3条 受託者は、委託者に対して委託業務を処理した月の翌月5日までに処理月分の委託料の支払の請求をするものとする。
- 2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、前月分の委託料をその月末までに、受託者の指定する金融機関の口座に送金して支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受託者は、この契約によって生じる権利・義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第5条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

- 第6条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も同様とする。

(業務処理責任者)

- 第7条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
- 3 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(臨機の措置)

- 第8条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者は、あらかじめ業務担当員の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りでない。
- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面により業務担当員に通知しなければならない。
- 3 業務担当員は、災害防止のため特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用は受託者の負担とする。ただし、委託者は、受託者に当該費用の全額を負担させることが適当でないとき、その費用の一部を負担することができる。

(費用の負担)

- 第9条 委託業務に要する制服、機械器具及び消耗品等はすべて乙の負担とする。
- 2 委託者は、受託者が委託業務を処理するために必要な水道、電気の供給及び連絡等に使用する電話は無償で受託者に使用させることができる。

(施設設備物品保全の義務)

- 第10条 受託者は、委託業務の処理にあたっては、委託者の建物・設備品その他を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。

(鍵の保管管理)

- 第11条 受託者は、委託者の鍵の授受、保管にあたっては、善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。
- 2 受託者は、委託者の鍵を授受したときは、受託者の担当者は、委託者の確認を受けるものとする。

(損害賠償)

- 第12条 受託者は、その責めに帰する事由により、委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合の金額は委託者と受託者とが甲乙協議して定めるものとする。

とする。

- 2 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

(秘密の保持等)

第13条 受託者は、委託業務の処理に関し知り得た委託者又は委託者の関係者（施設利用者を含む）の秘密を他に漏らし、又は自己の利益の用に供してはならない。

- 2 受託者は、その使用する者が、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(委託料の支払保留)

第14条 委託者は、受託者が契約に違反し、又は委託者に損害を与えた場合は、委託者と受託者との協議の成立までの間、第4条に定める委託料の支払いを保留することができる。

(契約の解除等)

第15条 委託者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、その責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 受託者の委託業務の処理が、著しく不相当と明らかに認められるとき。
- (3) 受託者が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することをしりながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 受託者は、前項の規定により、この契約が解除されたときは、委託者に対して、業務委託料の10分の1に相当する額の賠償金を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 委託者は、同条第1項に定める場合のほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。
- 4 受託者は、委託者の責めに帰する理由により、この契約を履行することができないと明らかに認められるときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第16条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行しなかったときは、不履行にかかわる日数1日につき委託料の365分の1に相当する額を違約金として委託者に支払うものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等が生じたときは、委託者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(消費税及び地方消費税の変更)

第18条 この契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正に伴い消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は、変更契約を締結する。

(契約に定めのない事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。